

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成28年3月24日(2016.3.24)

【公表番号】特表2015-515167(P2015-515167A)

【公表日】平成27年5月21日(2015.5.21)

【年通号数】公開・登録公報2015-034

【出願番号】特願2014-557820(P2014-557820)

【国際特許分類】

H 04 N 21/238 (2011.01)

H 04 L 12/951 (2013.01)

H 04 L 12/70 (2013.01)

H 03 M 7/30 (2006.01)

H 04 N 21/2343 (2011.01)

【F I】

H 04 N 21/238

H 04 L 12/951

H 04 L 12/70 E

H 03 M 7/30 Z

H 04 N 21/2343

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月1日(2016.2.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項12

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項12】

前記ストリーミングできないメディアファイルの前記追加部分のそれぞれが、キーフレームから始まる、請求項11に記載の方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項19

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項19】

第2のトランスコーディングサーバを更に含み、

前記取り込みサーバが更に、前記ストリーミングできないメディアファイルの第2の部分をトランスコーディングのために受け取り、第2のストリーミング可能セグメントを生成するために、前記メディアファイルの前記第2の部分を前記ヘッダの少なくとも一部と結合するためのものであり、

前記第2のトランスコーディングサーバが、前記第2のストリーミング可能セグメントをトランスコーディングして、第2のトランスコーディングされたストリーミング可能セグメントを生成するためのものである、請求項16に記載のシステム。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項24

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 2 4】

前記ストリーミングできないメディアファイルの前記追加部分のそれぞれが、キーフレームから始まる、請求項 2 3 に記載のシステム。